

京都府立医科大学附属図書館利用規程

〔平成20年4月1日〕
京都府立医科大学規程第17号

(総則)

第1条 この規程は、京都府立医科大学附属図書館規程(平成20年京都府立医科大学規程第16号)第6条の規定により、京都府立医科大学附属図書館(下鴨館を含む。以下「図書館」という。)の図書及び情報に関する資料(参考資料を含む。以下「図書」という。)の利用について定めるものとする。

(平29規程17-2・一部改正)

(施設及びその用途)

第2条 主な施設及びその用途は、次のとおりとする。

- (1) 第1閲覧室 学術雑誌、二次資料等を配架し、閲覧の用に供する。
- (2) 第2閲覧室 単行書等を配架し、閲覧の用に供する。
- (3) 第3閲覧室 自学自習の用に供する。
- (4) 個人閲覧室 学術研究を目的とする利用者の用に供する。
- (5) 情報検索室 学術情報に関するデータベースの検索の用に供する。

(6) 視聴覚室

ア AVルーム 視聴覚機器を使用して行う学術研究発表、学外に開かれた学術講演会等に提供する。

イ ビデオルーム 図書館所蔵のAV資料等を配架し、学習の用に供する。

- (7) セミナー室 集団学習、各種の研究会等の用に供する。
- (8) 下鴨館 主として、京都府立医科大学(以下「大学」という。)教養教育に属する大学職員及び学生の利用に供する。

2 前項第4号、第6号及び第7号に規定する施設の利用については、この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

(平29規程17-2・一部改正)

(開館時間及び休館日)

第3条 図書館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。

(1) 本館

ア 平日 午前9時から午後9時まで

イ 土曜日 午前10時から午後6時まで

ウ 休館日 日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第170号)に基づく休日及び12月28日から翌年1月4日までの間

(2) 下鴨館

ア 平日 午前9時から午後9時まで

イ 土・日曜日 午前9時から午後5時まで

ウ 休館日 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第170号)に基づく休日、12月28日から翌年1月4日までの間及び毎月第2水曜日、蔵書点検期間

2 附属図書館長(以下「館長」という。)は、必要に応じて臨時に休館し、又は開館時間を変更することができる。

(平29規程17-2・一部改正)

(利用者の範囲)

第4条 図書館を利用できる者は、次の者とする。ただし、第2号に規定する者については、第2条第1項第4号に規定する施設を利用することができない。

- (1) 大学職員等(名誉教授、客員講師、非常勤講師、専攻医、研修医及び研修員を含む。以下同じ。)
- (2) 大学学生
- (3) 大学大学院学生及び研究生
- (4) 館長が認めた者

(利用)

第5条 図書館内においては、図書を自由に閲覧できる。

2 第4条第4号に該当する者の入館に際しては、所定の手続を経て図書を自由に閲覧できる。

(利用者の遵守事項)

第6条 利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 火気の使用、その他施設又は図書に危険を及ぼす恐れのある行為について注意すること。
- (2) 館内ではペットボトルの水分補給のみ可能であり、その他飲食をしないこと。
- (3) 他の利用者の迷惑になることをしないこと。
- (4) 利用時間を厳守すること。
- (5) 室内を清潔に保つこと。
- (6) 機器を無断で移動させないこと。
- (7) 機器を損傷したときは、直ちに係員に届け出ること。

2 下鴨館においては、前項並びに「京都府立京都学・歴彩館」の遵守事項を遵守すること。

(平29 規程 17-2・一部改正)

(館外帯出)

第7条 図書を図書館外へ帯出しようとする者は、所定の手続をしなければならない。

2 館外に帯出できる図書の冊(本)数及び期間は、次表のとおりとする。

資料区分		貸出冊(本)数	貸出期間	貸出期間の更新
単行書		5冊以内	2週間以内	可(1回のみ)
雑誌	バックナンバー	10冊以内	1週間以内	不可
	新着	10冊以内	2日以内	不可
AV資料		5点以内	1週間以内	不可

3 貸出図書は、貸出期間中であっても館長から返却請求があれば、直ちに返却しなければならない。

4 次の図書は、館長の許可がなければ館外帯出することができない。

- (1) 貴重図書
- (2) 二次資料及び参考資料
- (3) その他特に指定した資料

5 帯出した図書は、転貸してはならない。

6 下鴨館における第4条第4号の規定による利用者については別に定める。

(平22 規程 17-1・一部改正)

(平29 規程 17-2・一部改正)

(返却)

第8条 次に掲げる場合は、直ちに図書を返却しなければならない。

- (1) 大学職員等としての身分を失ったとき、又は退職を命じられたとき。
- (2) 大学学生(大学院学生、研究生及び研修員を含む。)としての身分を失ったとき又は休学し

(教室等の図書)

第9条 教室等の経費で購入した図書は、購入後速やかに、図書館に届け出なければならない。

2 前項の図書は、全学的に利用できるよう努めなければならない。

(相互貸借)

第 10 条 利用者は、図書館に所蔵しない図書については、所定の手続を経て、館長に他の所蔵館に借用等を申し込むよう申請することができる。

(その他)

第 11 条 図書、機器等を紛失し、又は損傷等した場合は、速やかにその損害を賠償しなければならない。

2 この規程及び館長の指示する事項に従わない者は、図書館の利用を停止されることがある。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 規程第 17-1 号)

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 規程第 17-2 号)

この規程は、平成 29 年 4 月 28 日から施行する。